



いわない 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字高台134-1
☎ 0135-67-7081
FAX 0135-67-7106
メールアドレス
gikai@town.iwanai.lg.jp



北海道町村議会議員研修会（7月5日）

2016. 8
No. 133

第2回定例会報告	P 2～3
一般質問	P 4～13
議会日誌	P 14

第2回 定例会 報告

平成28年度各会計補正予算等を審議する第2回定例会は、6月13日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会に入りました。
6月20日に再開し、4名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、6月23日閉会しました。

審議した案件

議案第1号から議案第13号までの13件は原案可決、報告第1号は承認議決、選挙第1号は当選、意見案第1号は原案可決、意見案第2号、意見案第3号は、原案否決となりました。

《予算》

○平成28年度一般会計補正予算

岩内・寿都地方消防組合負担金約1千3百万円及び岩宇まちづくり連携協議会負担金5百万円などを追加補正しました。

○平成28年度介護保険特別会計補正予算

座位入浴装置購入費約3百80万円及び浴槽等改修工事費約160万円を追加補正しました。

《条例改正》

○岩内町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき設置する岩内町空き家等対策協議会委員の報酬額について、所要の改正をしました。

○岩内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例設定

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、小規模保育所A型等の職員配置に係る特例等について、所要の改正をしました。

○岩内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例設定

岩内町議会議員が、議員活動をできない期間が一定の期間を超えたときの議員報酬の減額について、所要の改正をしました。

《規則改正》

○岩内町議会会議規則の一部を改正する規則設定

岩内町議会議員が閉会中においても、議員活動ができない事由が生じたときの届出について、所要の改正をしました。

《その他》

○財産の取得
除雪建設機械（除雪ドーザ）を約2千13万3千円で取得しました。

○辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めました。

○行政不服審査会に関する事務の受託
岩内・寿都地方消防組合からの要請に基づき、同組合と協議により規約を定め、行政不服審査会に関する事務の管理及び執行を受託することについて議決しました。

○行政不服審査会に関する事務の受託
岩内地方衛生組合からの要請に基づき、同組合と協議により規約を定め、行政不服審査会に関する事務の管理及び執行を受託することについて議決しました。

選挙管理委員会委員に 藤居祐三氏、久市 誠氏、高西敏子氏、今村正嗣氏 に決まる！

○北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更
構成団体の協議について議決しました。

○北海道市町村総合事務組合規約の変更
構成団体の協議について議決しました。

○北海道市町村職員退職手当組合規約の変更
構成団体の協議について議決しました。

○専決処分した事件の承認
平成27年度岩内町国民健康保険特別会計の歳入不足を補てんするため、平成28年度同会計補正予算（第1号）の専決処分を承認しました。

《人事》

○岩内町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

委員に藤居祐三氏、久市 誠氏、高西敏子氏、今村正嗣氏の4名が当選されました。補充員に齊藤孝次氏、福嶋裕美子氏、松本道也氏、手塚良人氏の4名が当選されました。

審議した意見書

○原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書……………原案可決

○無料低額診療事業等の保険薬局への拡充を求める意見書……………原案否決

○安保法制（戦争法）の廃止、南スーダンへの自衛隊派遣の中止、撤収を求める意見書……………原案否決

可決された意見書は、関係省庁に送付しました。



7月11日 後志町村議会議員パークゴルフ大会 開会式

一般質問 (要約)

6月20日、21日 4名の議員による一般質問が行われました。

齊藤 雅子 議員 (公明党)

仕事と子育ての両立を 支援する病児・病後児

保育の推進を

■質問■

仕事と育児の両立を支援し安心して子育てが出来る、環境づくりの観点から病児・病後児保育事業の実施が必要と考えるが、町長の所見は。

■再質問■

病児・病後児保育を民間委託も含め、今後に向けての考えは。

■町長■

病児・病後児保育事業の実施については、岩内町子ども・子育て支援事業計画に、実施基盤が確立されておらず、現実的には実施年度の具体的計画が未定であると記載していることから、利用希望等の実情を把握しつつ、同計画に掲げた各事業の優先度等も考慮したうえで、事業実施の可能性も含め、十分な検討が必要と考えている。

■町長■

事業実施には、直営または委託が想定されるが、安定的経営の確保、保育士・看護師などの確保、病児等を預かるリスクなどの課題があり、これらの点も踏まえ、検討が必要と考えている。

北海道市町村備荒資金

組合について



■質問■

1. この組合の設立の目的、事業内容は。

2. 町にも各種基金があるが、この組合に納付して積み立てるメリットは。

3. 町の普通納付金・超過納付金の現残額は。

4. 町で最近の災害対応の利用実績は。

■町長■

1. 備荒資金組合は、道内の市町村が隣保相扶の精神に則り、昭和31年

に一部事務組合として設立され、災害救助法の適用を受けた市町村への災害対策資金などの貸付のほか、災害防止や災害対応復旧等のために必要な防災資機材や車両の譲渡事業を実施している。

また、普通納付金・超過納付金の管理や、構成市町村の円滑な資金調達と金利負担の軽減を図るための短期貸付事業なども実施している。

また、災害発生時では、普通納付金現在高の2倍以上まで取り崩しが可能となるなど、メリットはあると認識している。

2. 納付金積立額に相当する各市町村への配分額は、町が保有する各種

基金の利回りを大きく上回る配分率となっている。更には、本町が活用している短期貸付事業の一時借入金や、車両及び防災資機材の更新事業の利息も、市場利率より有利であることから、町財政に効果が生じている。

また、災害発生時では、普通納付金現在高の2倍以上まで取り崩しが可能となるなど、メリットはあると認識している。

3. 普通納付金の現在高は、平成27年度末時点

で、1億742万円となっているが、超過納付

金の積み立ては実施していない。

4. 直近3年間の利用実績は、平成27年度で災害防止や災害対応復旧用の車両譲渡事業1件、平成26年度で、同じく車両譲渡事業1件のほか、パソコン等の防災資機材譲渡事業1件の計3件を利用している。

■再質問■
1. 短期貸付の実績とその目的について。

2. 普通納付金の限度額まで積み増しする予定は。

3. 今後の方向性はどのように考えているのか。

■町長■

1. 短期貸付は、年末に各工事費などの支払いが増加することから、備荒資金組合や指定金融機関から一時借入れを実施し、資金運用している。

2. 3. 町の災害時における対応資金は、財政調整基金と備荒資金組合資金の2種類があり、その積み立てが毎年度必要と考えている。

しかし、町の決算における剰余金の状況は、積み立てするまでには至っておらず、また、剰余金が生じた際には、財政調整基金への積み立てを優先するため、備荒資金への積み立ては、その剰余金の額などを考え合わせ、状況に応じた対応をしたい。

防災対策について

■質問■

1. 町の指定避難所は16施設あるが、この施設の耐震化は。

2. 指定避難所の小中学校の非構造部材の耐震化の進捗状況は。

3. 町の福祉避難所としての民間2施設の耐震化は。

4. 福祉避難所の受け入れ人数は。

5. 町の防災会議に女性委員の登用の状況は。また、防災担当部局に女性職員の導入の状況は。

6. 町の防災資機材・防災用品・非常用食料品の種類、数量、備蓄収納場所は。

7. 町の備蓄食は何日分を想定しているか。

8. 各家庭で非常食の備蓄を進めるためにも、現在の非常食事情をもっと周知すべきと思うが。

■町長■

1. 2. 耐震基準を満たしている施設は13施設。このうち、地震発生時の指定避難所である8施設は、全て耐震基準を満たしている。

非構造部材は、昨年度までに、小中学校4校の専門的な調査と、小学校2校の非構造部材耐震改修工事実施設計が完了している。

3. 4. 民間の福祉避難所2箇所は、耐震基準を満たしていることを両施設より確認している。

福祉避難所開設時の施設入所者数、被災状況、要配慮者の支援者数などにより、受け入れ人数は変動するが、施設の運営上可能な範囲で、一定程

度の受け入れが可能であると考えられる。

なお、民間施設以外でも、要配慮者を受け入れることから、各施設の収容可能人数の把握と支援体制の協議を進めている。

5. 町内会や各種団体から2名の女性委員を任命している。

避難所に関わる業務は、民生部の職員を中心に、多くの女性職員が避難者の支援にあたるため、女性に対しても十分配慮可能な避難所の運営が行われると考える。

6. 平成28年5月末現在で、アルファ米2,500食、乾パン500食、スティックパン250食、即席みそ汁・スープ1,650食、保存水720リットル、毛布700枚、ロールカーペット30反、アルミ製ブランケット500枚、ポータブルストーブ30台、簡易ベット20台、簡易間仕切り33台などを、役場庁舎裏防災倉庫、地

域交流センター1室、町民体育館倉庫、西小学校防災倉庫の4箇所に備蓄している。

7. 食料の備蓄計画では、流通備蓄を基本としており、町内業者と協定を締結し、食料等の提供を受ける体制を構築してきたが、災害時の流通寸断等を想定し、現在、500人2日分の食料を備蓄している。

8. 各家庭での非常食の備蓄は、防災マップや防災説明会などで周知しているが、今後はホームページや広報紙なども通じ、現在の非常食事情も盛り込みながら周知を図っていく。

佐藤 英 行 議員 (市民自治を考える会)

消費税増税再延期に伴う

町財政と行政を

執行するうえでの影響

■質 問■

1. 法人税等減税と消費税再延期による町政執行上の今後の影響は。

2. 地方消費税交付金は本年3月末で2億8千3百39万5千円となっており、平成28年度予算では32億6千万円を歳入として計上しているが、次年度以降も含めた今後の影響は。

■町 長■

1. 2. 法人町民税の減税は、その引き下げ分を、地方交付税の原資となる地方人税で引き上げるため、理論上の収支では大きな影響はないものの、地方交付税の配分における不安要素を懸念している。

3. 2015年実施の国勢調査の岩内町の人口は、5年前の国勢調査より1,410人減の13,041人となっているが、このことが地方消費税交付金にどのように影響するのか。

次に、地方消費税交付金では、消費税率8%のうち、1.7%相当額が

市町村に配分されてお

り、10%への引き上げ後は市町村への配分を2%とする予定であったことから、その配分要件で算出すると、平成27年度の交付額ベースでは、単年度で約5千万円の減収見込みである。

また、本年度の地方消費税交付金は、国勢調査による人口減少の影響で、現時点では予算を下回る見込みである。

3. 地方消費税交付金の算出は、各市町村へ配分される1.7%相当額のうち、1%相当額を国勢調査の人口や事業所数、企業統計の従業者数で按分し、残りの0.7%は国勢調査の人口のみで按分して算出される。このため、国勢調査の結果では、人口による算出部分が、減少するものと考えている。

いずれにしても、消費税率引き上げの再延期に伴い、社会保障費の財源

不足が深刻化する中、町の歳入予算の根幹となる地方交付税や地方消費税交付金に影響が見込まれるため、町政執行上、一定程度の影響はあると認識している。

原子力防災対策について



■質 問■

1. 放射性物質の拡散予測にSPEEDIを活用すべきと考えるが見解は。

2. 安定ヨウ素剤は甲状腺がん予防に効果があり、事前配布の検討をすべきと考えるが見解は。

議は、自治体が自らの判断と責任で、SPEEDIを活用することは妨げないとの考えを示したが、原子力規制委員会

は、改めてSPEEDIを活用しない考え方を示した。

町としては、原子力規制委員会が策定する原子力災害対策指針に沿った防護対策を実施するため、SPEEDIの活用は盛り込まれていない。

現在、国は、SPEEDIの情報提供のあり方を検討しており、その結果を注視し、防護対策に努めていく。

■町 長■

1. 防護措置の判断にSPEEDIは使用しないと考えたが、町は、防災対策の上で活用できる部分は活用するよう、北海道を通じて申し述べてきた。

国の原子力関係関係会

2. U P Zでは、避難や一時移転等の際に迅速に安定ヨウ素剤を配布する必要がある、迅速な配布が困難な地域や対象者等には事前配布も可能とされている。

より具体的な配布方法などの取扱いについて、北海道と岩内町を含むU P Z圏内の11町村は、これまで6回の協議を実施してきており、現在、北海道が最終的な取りまとめを行っている。

この協議を踏まえ、町では、緊急時に迅速な配布が困難な地域はないと判断されるため、現時点での町の方針は、集会所での配布を基本とし、配布ができなかった方は、避難退域時検査場所で配布する。

■再質問■

1. 原子力防災対策について、S P E E D Iの活用をするべきと思うが。

2. 事前に安定ヨウ素剤の配布を実行し、被曝をしないで退避、避難が

できる原子力防災を考えると、べきだと考えるが見解は。

■町長■

1. S P E E D Iの活用については、町は防災対策の上で活用できる部分は活用すべきと考えており、引き続き北海道を通じて申し述べていく。

2. 集会所での配布を基本とし、集会所で配布できなかった場合には、避難退域時検査場所以の配布としているが、今後の北海道と11町村との協議結果を踏まえ、改めて町の方針を定める。



7月4日 岩宇町村議会議員研修会
石狩湾新港火力発電所建設所視察

池田 光 行 議員 (志政クラブ)

コミュニティバス

運行について



■質 問■

1. 10月から開始予定のコミュニティバスの運行は、住民の利便性を向上させ、地域活性化の大きな一歩となるが、二セコバスに決定した経緯と、町内企業の参入は可能か。

2. 新車両の取得より、実証運行での車両をリースするほうが、利点があると思われるが、なぜ新車両を取得するのか。

3. 本格運行時の料金、事業の運行経費の試算額、町の補てん額は。

■町 長■

1. コミュニティバスの運行は、道路運送法の事業区分に基づいて運行する必要があり、旅客運

送事業のうち「運賃を頂き」、「路線と時間」を定め、「不特定多数」を運送する場合、原則として「道路運送法第4条」での運行と決められており、乗合バスの事業認可を受けた事業者のみが運行できる。

町内に事業所を持つ交通事業者で、乗合バスの事業認可を受けている事業者は、北海道中央バス(株)と二セコバス(株)の2社であり、両社と協議した結果、実証運行の実績もあり、主に岩宇地域の営業路線を担っている二セコバス(株)と、6月1日に「コミュニティバスの運行に関する協定書」を締結した。

町内のハイヤー・タクシー会社や観光バス会社の事業区分は、一般乗用旅客自動車運送事業、一

般貸切旅客自動車運送事業であり、道路運送法第4条に基づく運行を行うには、乗合バスの事業認可を取得する必要がある。

2. 二セコバス(株)と本年6月1日から平成32年3月31日までとした、コミュニティバスの運行に関する協定書を締結したが、将来的に町内での交通事業者が道路運送法第4条の免許を取得した場合、バス事業者がコミュニティバス運行事業から撤退した場合など、運行事業者等の変更により新たな運行体系の構築及び運行車両の確保が必要となることも想定し、町がコミュニティバスを取得したうえで、運行事業者に貸与する方法を選択した。

車両をリースした場合、国の補助金をリース料として算入できるが、補助金の限度額が設定されており、バス購入時に対応できる車両購入費用庫補助金を活用した方がメリットがあると判断した。

3. コミュニティバスの運賃の設定は、採算性や公共性をどのように捉えるかなど、非常に難しい問題を含んでいるが、大前提には、交通サービスを受けるための一定の利用者負担は必要と考えている。

バス運賃は距離に応じて加算していくことが、本来望ましい料金体系ではあるが、本町はコンパクトな市街地形成のため、距離に応じて加算するのではなく、利用者にとつてわかりやすい『均一料金』とし、既存バス路線の初乗り運賃を考慮したバランスある料金設定として、円山線・雷電線の初乗り運賃である170円より20円安い150円の運賃設定で、岩内町地域公共交通活性化協議会の中で協議を進めていく。

運行経費等の試算額及び町の補てん額は、1日の運行回数、燃料使用量や燃料単価の変動、運賃収入等で大きく変動するが、本年2月に実施した冬季実証運行での利用状況や、その他経費等を参考に試算すると、1年間通じての人員費、運行管理費、運行整備費などの運行経費が2,000万円程度、そこから運賃収入300万円程度、国の補助金約500万円を差

し引くと、1,200万円程度の補てん額になるものと想定している。



■質 問■

1. 用途廃止住宅からの住み替えの進捗状況と今後の計画は。

2. 子育て世代を優先的に入居させるために年2回の募集時に一定戸数を優先的に割り当て、抽選で入居者を決める方法を検討できないか。

■町 長■

1. これまでの用途廃止住宅からの住み替えの進捗率は約55%であり、今後平成34年度までに、用途廃止団地の住み替えを順次行う。

2. 町営住宅の入居選考基準では、子育て世帯は、一般世帯に比べ、一定の優位性を考慮するよう設定しており、客観性や透明性が高い、選考委員会による選考方式が現状での最もよい方法と考えているが、まちづくり

の広義な観点から、子育て支援住戸の確保は、重要な施策であると認識している。子育て世帯の入居については、岩内町公営住宅等長寿命化計画に基づき、様々な理由により困窮している世帯との公平性を勘案し、今後の住み替え事業の進捗状況や人口の推移等を踏まえ、計画の見直しを行う際に、先進地の事例や、中長期的視点も含めながら、総合的に検討する。



議会を傍聴してみませんか。

議会開会については、当日の朝の防災行政無線でお知らせします。

手続きは、受付名簿に名前・住所・年齢を記入するだけです。

大石 美 雪 議員（日本共産党議員団）

北電による原子力発電所の

安全対策説明とクリフエッジ

（安全限界値）について



■町 長■

1. 平成23年3月

- 質 問■
1. 事故の原因は津波による電源喪失として泊原発での被害を食い止めるため津波対策を重点にして各種の安全対策を行っているが、そもそも事故原因の認識が間違っているのではないのか、北電の津波対策に特化した事故認識を町としてはどのように考えているか。
 2. 北電は「原子炉建屋、原子炉容器、蒸気発生器については、基準地震動に対し裕度があるため、施設等の設計変更や耐震補強は行っていない」など根本的な地震対策をせず津波対策で対応しようとするのは新たな安全神話ではないか。
 3. 2013年1月13日の北電による「泊発電所3号機による安全性に関する総合評価」で使用済燃料ピットが損傷する基準地震動Ssの2倍までクリフエッジが上昇したと北電の総合評価に明記されていることから使用済み燃料ピットのクリフエッジは1240ガルか。
 4. 原子炉建屋、原子炉容器、蒸気発生器などこうした施設のクリフエッジの数値は、使用済み燃料ピットと同じ1240ガルと認識して良いか。
 5. 代替給水用の送水ポンプ車を導入したことでクリフエッジが2倍との総合評価は津波対策であって施設等の設計変更や耐震補強など地震対策は行っていないが、北電の事故原因の認識がこうした事故対策に走らせるのではないか。
 6. 福島原発事故までの5年間に泊原発の基準地震動を超える地震、岩手宮城内陸地震・M7.2、4022ガルなど3回起きている。基準地震動の引き上げと基準地震動に見合う施設等の設計変更や耐震補強こそ行うべきではないのか。
 7. 世界最高水準の規制基準で審査を進めていると主張している町として「コアキャッチャー」や「二重の格納容器」の設置など北電に対策を求めるときではないのか。
 8. 発電所の災害対策要員500名はどのように参集するのか。500名のうち協力会社の要員は何名で、北電の職員は何名か。発電所の運転操作は運転員6名で対応できるのか。通常は何名で運転をしているのか。
 9. 初動対応者35名で電源や給水対策なども含め、どの様な初動対応をするのか。
 10. 複数のアークセスルートは山側・海側の2コース国道229号が津波で通行できない時、山側のルートで500名が参集時間は90分と答えてたがどの程度の天候下で行った訓練で90分なのか。
 11. 電力会社の重大事故シナリオでは泊3号の炉心溶融開始（メルトダウン開始）約19分、圧力容器破損（メルトスルー開始）約1.5時間（90分）全溶融燃料流出（流出停止約3.4時間）で状況が進むのであれば500名が到着したときは手が付けられないのではないのか。
 12. 初動対応者35名で電源や給水対策の中に原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却等も含まれるか。
- の東京電力福島第一原子力発電所事故における、国会事故調査委員会の報告書では、小さな配管破断の可能性があることなど、安全上重要な機器の地震による損傷はないとは確定的に言えないとしており、また政府の事故調査委員会の報告書においても、軽微な亀裂、ひび割れ等が生じた可能性まで否定していないところではあるが、新たに発足した原子力規制委員会は、福島第一原発事故の教訓や最新の技術知見などを踏まえ、地震や津波など自然現象の想定を大幅に引き上げて防護安全対策を強化していると認識しており、また、平成26年10月に取りまとめた中間報告書では、国会事故調査委員会でも未解明とされた事項について実証的な調査を行い、津波到達までは、冷却材の漏えいが発生したデータは見出せないことと整理され、津波の影響によってすべての電源を喪失した

ことが事故の直接的な原因とされている。

また、原子炉建屋、原子炉容器、蒸気発生器は、基準地震動に基づく耐震性評価を実施し、重要な機器や配管などそれぞれ特定の揺れやすい周期をもっている機器等は、その固有周期の揺れを考慮した耐震設計としており、耐震性の必要な箇所は、補強工事等を順次進めている。

3. 平成25年1月に取りまとめた「泊発電所3号機による安全性総合評価」いわゆるストレステストの一次評価結果では、使用済燃料ピットのクリフエッジについて、安全対策を講じる前は、当時の基準地震動、最大加速度550ガルの約1.81倍にあたる996ガルで分電盤が損傷し、冷却用のポンプが動かせなくなるため、996ガルをクリフエッジと評価している。

しかし、安全対策後は代替給水用の送水ポンプ車の導入により、分電盤

が損傷しても使用済燃料ピットに直接給水できるようになったことから、使用済燃料ピットが損傷する当時の基準地震動550ガルの2倍にあたる1100ガルと評価した。

4. ストレステストでは、原子炉建屋、原子炉容器、蒸気発生器などの各設備のクリフエッジを求めたものではなく、各設備に徐々に大きな揺れを加えていった際、一番最初に重要な設備が故障し、原子力発電所として必要な機能を喪失する限界を評価したものであり、原子炉建屋、原子炉容器、蒸気発生器といった個々の設備のクリフエッジは評価していない。

5. 地震対策は、安全性をより一層高めるため、平成25年7月の新規制基準適合性に係る申請時の基準地震動550ガルに加え、新たに8つの基準地震動を追加し、620ガルに引き上げ、

概ね了解を頂いたと認識しており、現在は、新たな基準地震動に基づく耐震性評価を実施している。補強等が必要な設備については随時耐震補強工事を実施し、新たな基準地震動による揺れに耐えられるよう対策を講じている。

6. 泊発電所では、新たな基準地震動に基づく耐震性評価を実施しており、補強等が必要な設備は、随時耐震補強工事を実施しているが、町としても安全対策には終わりはないと考えており、さらなる安全性の向上に向けた不断の取り組みを行うよう、北海道電力に引き続き求める。

7. コアキャッチャーや二重の格納容器は、欧州で新設する加圧水型原子炉に要求される安全基準と承知しており、原子力規制委員会の新規性基準では個別の設備、機器の設置を求めるのではなく、重大事故の発生防止や拡大防止対策等のた

め、必要な機能を求めることとしている。

泊発電所を含む日本の加圧水型原子炉には、コアキャッチャーの機能に相当するものとして、原子炉下部キャビティによる溶融燃料を受け止める機能の有効性について、原子力規制委員会において確認されている。

8. 泊発電所での災害対策要員は徒歩及び車両で海側より参集するが、津波が発生し海側ルートが通行出来ない場合、共和町宮丘から高台を通る山側ルートで参集することになっており、災害対策要員500名は、全て北海道電力社員である。また、運転操作を行う運転員は、運転総括を行う発電課長、課長を補佐する副長、実際に運転操作を行うオペレーター2人、その補助を行うパトローラー2人の6名体制で運転している。

9. 泊発電所は、原子力発電所の設計時の想定を超える過酷事故に対応

するため、24時間体制で万一の事態に備えており、初動体制として、現場対応する指揮命令者や関係機関への通報者が3名、代替電源や代替給水を担当するシビアアクシデントチーム 通称SAチーム7名、瓦礫撤去などの重機オペレーターが2名、モニタリングやSAチームの補助的要員として15名、消火活動要員として8名、合わせて35名で、24時間待機体制をとることとしている。

10. この90分の状況は、冬季間で積雪時の夜間、除雪されていないルートをスノーシューを履いて90分以内に参集できることを確認している。

11. 原子力規制委員会の審査会合において、全交流電源が喪失、大規模な1次系冷却材の喪失、全ての冷却機能が喪失した場合、炉心損傷まで19分、原子炉容器破損までは炉心損傷から約90分と説明しているが、運転員を含めた初動対策要員41名

が必要ない初動対応を講じることにより、事故の進展、拡大を防ぐことができると説明している。

12. 運転員を含めた初動対応要員の役割には、溶融炉心の冷却対応などは含まれておらず、その後に参加する災害対策要員などにより対応する。



岩内町営住宅条例

入居承継について

■質問■

1. 公募の例外に明記されている「現に公営住宅に入居している者、既存入居者、同居者」というのはどういう定義か。

2. 公営住宅入居者からの収入の申告と同居者等確認による住宅料の設定で、なぜこのような退去者が出るのか。

3. 同居者が入居者の死亡などで公営住宅を退去した件数、ここ数年の推移は。

4. 同居者が引き続き居住しようとするときは、その他特別の事情がある場合、町長の承認を得て居住することが出来ることあり、こうした条例を生かして同居人を救う必要があるのか。

ある。

2. 5. 町としては、

収入申告を適正に行うことが、入居の際のトラブルを防ぐものと考えており、今後においても、窓口受け付けの際には、きめ細やかな対応をする。

5. 住宅料の収入申告の時に窓口での同居者に対する確認、同居の申請など親身な対応がこうした住宅退去者をなくすることに繋がるのではないのか。

6. 条例の本旨から、「その他特別の事情や町長が引き続き町公営住宅に居住することが必要であると認めるときは、この限りでない」はこうした事例を救うためのものではないのか。

■町長■

1. 現に公営住宅に入居している者は、岩内町営住宅条例第5条第7号で既存入居者としており、同居者とは、同条例第13条により、既存入居者以外の親族を同居させることの承認を受け、それぞれ、決定並びに承認の通知を受けている者で

国民健康保険の大改定

への町の対応について

■質問■

1. 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の目的は、

2. 保険給付費等交付金が、医療費の適正化の道具になるのではないのか。

3. 都道府県で一本化した保険料率をめざすこととなるならば、減免や保険証の取り扱いなどの様々な独自実務も統一され、画一的になるのではないのか。

4. 町の、2015、2016年度の保険者支援金の額は。

5. 2015年度からの保険者支援制度で、保険料の軽減やその伸びの抑制にはならない原因はどこにあるか。

3. 町の基準により実施すると認識している。

4. 2015年度の額は、3千39万8千8百81円である。

6. 国民健康保険制度の大転換を迫る「都道府県化」をどのように捉えているか。

7. 都道府県化によつて、「高すぎる保険料」問題は全く解決されないのではないのか。

1. 医療保険制度の財政基盤の安定化等の措置を講じ、将来にわたり医療保険制度及び国民皆保険を堅持していくこと。

2. 医療費適正化については、交付金の増減に関わらず、国民健康保険の財政基盤の強化、被保険者の疾病予防・健康増進の観点から、長期的視点に立った施策の実施が重要である。

2016年度の額は、現時点において示されていない。

5. 被保険者数の減少や生産年齢層の減少による保険料収入の減少、また、高齢化の進行や医療技術の進歩に伴う医療費の増加が考察される。

6. 現状の国民健康保険制度の構造的な課題に対し、保険者支援金の拡充や、都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担う「都道府県単位化」は、将来にわたり国民健康保険制度を持続可能なものとする上で、必要な制度改革であると捉えている。

7. 新制度は、市町村間の医療費水準や所得水準を調整した市町村ごとの標準保険料率が北海道より示される。保険税率

町の子育て支援の

取り組みについて

の設定については、標準保険料率と現状の保険料率との比較や収納率等を踏まえ、さらには、所得階層別の負担の公平性などを十分に検討した上で、適正な水準に設定していきたいと考えている。

■質問■

1. 岩内町の18歳未満の子どもの人数とその貧困率は。

2. 子どもの貧困率をいつまでに、どのくらいまで、どのようにして減らすのか。その計画はあるか。

3. 明日を担う子どもたちに思いを注ぎ、改善の目標を数値化して、対策を講じ、予算化して、実行する計画はあるか。

4. 「まともな食事は給食だけ」というような朝食を食べられない子ども的人数は把握しているか。

5. 朝食を食べられない環境に置かれている子どもへの対策は。

6. 学習支援が必要な子ども的人数と対策は。

7. 町には無利子の奨学金制度があるが、利用者が少ないので、給付制も取り入れて見直すときではないか。

8. 就学援助制度を、町は生活保護基準の1.05倍から1.2倍の収入に引き上げたが、生活保護が削減されているため、1.2倍以上の数値に引き上げて、数値化しておくべきではないか。

■町長■

1. 2. 3. 18歳未満の子どもの人数は、5月末現在、1,684人で、その貧困率は、国全体の平均値のみが公表されているもので、本町について算定された数値はないため、貧困率を改善するため、町独自の目標やそれを達

成していくための貧困に特化した計画は策定していない。町としては、各種の貧困者支援策を実施する北海道や関係団体とも連携しつつ、町が現在実施している様々な福祉施策とも合わせて、貧困世帯における子どもの安全な生活の確保などの役割を担っていきたい。

4. 町についての調査等を実施していないため、把握していない。

5. 北海道子どもの貧困対策推進計画に食育の推進が掲げられており、北海道などと連携する貧困者支援策の中で進めていきたい。

■教育長■

6. 人数は個々の状況により異なるため把握できないが、平成28年5月末現在の就学援助受給者数では、小中学校合計244人で、就学援助制度による教育費の負担軽減や総合的に考える力を身につけるための学習支援などを行っており、今

後も更なる学習支援について検討する。

7. 奨学金を希望する者の立場に立ち、現行制度の見直しを含め、他の自治体の例などを参考に検討を進めたいと考えている。

8. 生活保護基準の見直しによる影響が生じることのないよう、見直し前の基準を適用しているところであり、本制度の改正については考えていない。

編集後記

「議会だより1333号」をお届けいたします。第2回定例会での一般質問を中心に編集しました。ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。なお、議会だよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部よりお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。なお、町ホームページ内の議会のページに、代表質問の全文を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。また、議会だよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

(議会運営委員会)



議 会 日 誌

- 5月 9日 後志総合開発期成会理事会・総会（倶知安町）
- 10日 社会文教委員会
- 11日 建設産業委員会
- 12日 総務委員会
- 12日 南後志法人会定期総会
- 13日 議会運営委員会
- 16日 第1回臨時会
- 建設産業委員会
- 24日 北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会及び北海道横断自動車道
黒松内・小樽間建設促進期成会理事会・総会（小樽市）
後志総合開発期成会后志要望会（小樽市・倶知安町）
- 26日 後志総合開発期成会札幌要望会（札幌市）
- 27日 原子力発電所問題特別委員会
- 6月 1日～ 2日 後志総合開発期成会中央要望会（東京都）
- 4日 ニセコ山開き（ニセコ町）
- 6日 社会文教委員会
- 7日 建設産業委員会
- 8日 総務委員会
- 9日 後志町村議会議長会役員会・臨時総会（札幌市）
- 9日 北海道町村議会議長会定期総会（札幌市）
- 10日 議会運営委員会
- 10日 北海道新幹線しりべし協働会議総会（倶知安町）
- 13日 第2回定例会招集
- 13日 各派代表者会議
- 20日～23日 第2回定例会
- 23日 商工会議所第66回通常議員総会終了後懇親会
- 29日 建設産業委員会
- 7月 1日 一般国道276号岩内共和道路整備促進期成会総会
- 3日 第38回神恵内沖揚げまつり（神恵内村）
- 4日～ 5日 岩宇町村議会議員研修会・北海道町村議会議員研修会
（小樽市・石狩市・札幌市）
- 11日 後志町村議会議員パークゴルフ大会（留寿都村）
- 16日 第45回群来まつり（泊村）
岩内・スラビヤンカ友好協会間姉妹提携20周年記念交流会
- 19日 泊発電所監視協議会（札幌市）
国道276号及び国道276号交点における安全対策に関する
要望会（札幌市）
- 21日 国道229号余市・岩内・島牧間整備促進期成会総会・要望会
（余市町・小樽市・札幌市）